論　説

民事訴訟における必要的請求併合のルール（３）
－ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として－

小　松　良　正

1　序論
2　ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
　1　1963年のミシガン一般裁判所規則（GCR）203
　2　1985年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項
　3　1999年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項
3　判例の概観
　1　1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項（以上途中まで11号）
　2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項（以上途中まで12号，以下本号）
4　必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
5　結語

3　判例の概観

2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項[1]（続き）

（６）Gross v. Landin[2]

2001年５月７日、Landin は、Gross およびその使用者に対して、自動車運転過失を原因とする訴訟を提起し、Gross は商業道路上のセンターラインを超え、Landin の車と衝突し、Landin に継続的な侵害を生じさせた、と主張し

(1) 1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A) 項については、拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルール（１）－ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として－」駒澤法曹11号53頁以下（2015年）を参照。

(2) WL 1908124(Mich.App. 2004).

た[3]。第１の訴訟に関する原審の訴訟記録は提出されなかったが、それに関する訴答及び書面が提出された。Landin の訴状によれば、Gross は、法律上の違反を含め、Landin に対して負う義務に違反し、これらの「違反が、原告の被った侵害および損害の唯一のかつ（または）主原因であった」、との主張がなされた。Landin の訴訟は、Oakland 巡回裁判所の Nanci Grant 裁判官に配点された。第１訴訟の係属中、2002年３月５日に、Gross が、Landin とその使用者である West Bloomfield Township（Township）を被告として、第２の自動車運転過失訴訟（本件訴訟）を提起した[4]。本件第２訴訟において、Gross と Landin は、それぞれ第1の訴訟とは異なる訴訟代理人により代理された。Gross の訴状によれば、特に、Landin の車が Gross の車と衝突し、Gross が重傷を負ったこと、Landin とその使用者は、原告に対して Landin の車の運転と制御に際して適切な注意を払うべき義務を負うこと、Landin は、道路状況にもかかわらず速度を出しすぎ、かつ適切に自動車を運転し原告の自働車に衝突しないよう停止するために必要な注意を払わずに運転したため、その義務に違反したこと、Landin の過失による直接かつ主たる結果として、Gross が身体機能について重傷を負い、麻痺を伴う重大かつ永続的な醜状を被り、かつ平均余命を短縮させられた、との主張がなされた。第２訴訟は、John MacDonald 裁判官に配点されたが、その後 Grant 裁判官に配属された。2002年５月10日、第２訴訟の被告である Landin と町は、MCR2.116（C）（6）に基づき、最初の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行い、次のような主張を行った。すなわち、同一請求を含む同一当事者間での別訴が係属していること、自白の要求に応じて、Gross は第１の訴訟で、彼の過失が事故の唯一のかつ主たる原因であることを自白し、それゆえ Gross の過失が事故の唯一の主たる原因であり、Landin は軽過失も重過失もないとの重要な事実についてはなんらの疑問もない、というものであった・・・。被告の申立てを慎重に検討した後、Grant 裁判官は、次のように述べて、申立てを却下する意見及び決定を行った。すなわち、被告は、MCR2.203（A）項及び（E）項を、ミシガン州が必要的併合の規

（3）Landin v. Gross, Oakland Circuit Court Docket No.01-031604-NI.

（4）Gross v. Landin, Oakland Circuit Court Docket No.02-038836-NI.

定を有する州であるという前提に立って正しく引用している。それゆえ、当事者が請求または反訴請求を提起する場合、彼は同一の取引または事件から生じたすべての請求を併合しなければならない。しかしながら、これは、ミシガン州が必要的反訴の規定を有しているということを意味するものではない。実際、Salem Industries v Mooney Process Equipment Co. 事件[(5)]では、控訴裁判所は、明確に被告の主張を排斥して、MCR2.203(E) 項は、「必要的なものではなく任意的なものであり」、「当事者は、反訴請求を別訴において訴訟追行することができる」、と判示した。したがって、被告は、これを根拠として正式事実審理に基づかない裁判を受ける権利を有しないのである・・・。巡回裁判所が、第２訴訟（Gross v. Landin）における被告の却下の申立てを排斥した日の２週間後、同裁判所は、第1訴訟（Landin v. Gross）において、合意に基づく不利益を伴う却下の裁判を言い渡し、それは、Gross の使用者の保険者により彼のために選任された訴訟代理人及び Landin の訴訟代理人により署名され、それは以下のような内容のものであった。すなわち、当事者の合意に基づき、本件は適切に当裁判所の拘束力ある仲裁手続に付され、かつ当裁判所は、上記事項について十分な情報を提供された。本件はその全体について不利益を伴い却下されるものとし、何らの訴訟費用も弁護士費用も当事者に対して主張されないものとする。本決定は、係属中の請求を解決し、本件を終結させるものとする。

第１訴訟が合意に基づき却下されるとすぐに、被告 Landin 及び町は、第２訴訟において、2002年７月17日に、もう一つの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行い、Gross の訴訟は、既判事項の原則及びコラテラル・エストッペルにより遮断される、と主張した。原告 Gross は、被告らの第２の申立てに対して、反訴請求が同一の取引または事件から生じたものであっても、MCR2.203はそれらの反訴請求の必要的併合を要求していないと巡回裁判所が判断したのは正当であった、と主張した。Gross は、既判事項の原則とコラテラル・エストッペルは本件訴訟を遮断するように適用することはできない、なぜなら、彼は Landin の過失を根拠として Landin に対して防御を行わなかっ

(5) 175 Mich. App 213, 215-216［437NW2d641］(1988).

たし、むしろ Landin が過失のない行為の下で請求を陳述していないこと、またはその事故により被害が生じたことを証明することができないことを根拠としたのである。Gross は、「いずれにしても、過失の争点については本案において判断されていない。これは、必然的にエストッペルの適用を妨げるであろう」、と主張した。巡回裁判所は、被告の第二の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、本件につき不利益を伴う却下の裁判を言い渡し、Gross は、コラテラル・エストッペルにより第 2 の訴訟の追行を禁止されると結論付けた。Gross は、再審理の申立てを行ったが、巡回裁判所は、これを却下したため、本件控訴を提起した。控訴裁判所は、控訴を認容し原判決を取り消して、次のように判示した。

「当裁判所は、再度、巡回裁判所の正式事実審理に基づかない申立てについての裁判と、既判事項の原則及びコラテラル・エストッペルの適用に関する争点について審査する・・・。まず第一に、前訴では、Gross の答弁書は責任を否定し、積極的抗弁として比較過失（過失相殺）を主張したという被告の指摘は正当ではあるが、前訴において Gross の選任した訴訟代理人は、比較過失を抗弁としても反訴としても主張しなかった・・・。第二に、Gross の訴訟代理人の前訴での責任に関する自白は、本件における事実上の争点を解決するために使用することはできない[(6)]。第三に、被告が、Ternes Steel Co 事件[(7)]をその根拠に持ち出すことは適切でない。その事件は本件とは区別しうるものであり、またいずれにしても既判事項の原則の議論は、その事件では必要ではなかった。第四に、ミシガン州は必要的反訴の規定を有する法域ではなく、それゆえ原告は、他の反訴請求が主張されない限り、比較過失を反訴として主張する義務を負わなかったとの原告の主張は正当である。2 Dean & Longhofer, Michigan Court Rules Practice, MCR 2.203, 2203 .2,p39は、次のように指摘する[(8)]。すなわち、『訴状』ではなく『訴答』と言及することにより、MCR2.203（A）（1）

（6）*See* MCR2.312（D）（2）.

（7）364 Mich.614;111NW2d 859（1961）.

（8）*See* 2 R.Longhofer,E.McKenna,A.Saltzman &R.Deming,Michigan Court Rules Practice, § 2203 2（2016）.

［現 MCR2.203（A）］は、前規則よりもより広い適用範囲を有する。この規定が実際に必要的併合のルールとして適用される限りにおいて、それはすべての当事者の請求－反訴請求、交差請求及びその他－について適用される。しかしながら、これは、必要的反訴のルールと同一ではない（ミシガン州は、この規定を有していない）。というのは、MCR2.203（A）（1）は、反訴の提起を要求していないからである。この規定は、もっぱらもし反訴請求が提起されるならば、反訴提起者は、その（反訴の）訴訟の主題である取引または事件から生じたその他のすべての反訴請求を提起しなければならない、と定めているのである。この点は、第三当事者請求、交差請求およびその他についても同様に適用される。それゆえ、原告は、なんらの反訴の提起も義務付けられなかったし、また実際反訴を提起しなかった・・・」。

ミシガン裁判所規則 MCR2.203（A）における必要的請求併合のルールによれば、ある事件の原告が被告に対して訴えを提起しようとするときは、原告は同一の事件から生じた被告に対するすべての請求を併合することを要求され、当該訴訟において併合されなかった請求に基づく後訴を提起することは許されないものとされる。これに対して、ミシガン裁判所規則 MCR2.203（B）によれば、被告が反訴を提起するかどうかは被告の意思に委ねられるものとされ、任意的反訴のルールが採用されている[(9)]。したがって、原告が提起した訴訟において被告が反訴自体を提起するかどうかは被告の自由であるとされ、反訴を提起しなかった場合でも当該請求に基づく別訴を提起することは許される（必要的反訴の不採用）[(10)]。しかし、被告が当該訴訟において反訴を提起したときは、MCR2.203（A）に基づき、被告は当該反訴請求が生じたのと同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求を反訴請求として併合提起しなければならず、その訴訟において提起されなかったその他の請求に基づいて別訴を提起

---

(9) *See* 2 J.Martin,R.Dean & R.Webster, Michigan Court Rules Practice27-28（3d. ed.1985）.

(10) もっとも、後訴の提起が前訴判決の内容を覆滅させるような場合は、必要的反訴のルールではなく、既判事項の原則が後訴を遮断すると解釈されている。*See id.*

することは、遮断されることとなると解釈されている[11]。本件においても、前訴被告（本訴原告）は、前訴において反訴自体を提起していなかったので、必要的請求併合のルールは適用されなかったのであり、また前訴では比較過失の争点は判断されていなかったため、コラテラル・エストッペル（判決理由中判断の拘束力）は生じないと判示されたものと解される。

（７）Meadowbrook, Inc. v Miller[12]

Miller は、ミシガン州 Acordia にある Seginaw 事務所の保険代理人であった。1997年12月１日、原告は、Acordia にある Seginaw 事務所の不動産を購入し、Miller を上級副社長として雇用した。その購入の前に、原告と Miller は、情報秘匿合意（CIA）を締結し、Miller は、彼の雇用の終了後２年間は、原告と競業しないこと、及び原告の顧客を勧誘しない旨の合意をした。Miller はまた、原告の秘匿情報を開示しないことにも合意した。Miller は2000年７月11日に解雇され、後に保険代理人として被告 Duclos Insurance Agency, Inc. に雇用された。2000年10月19日、原告は訴えを提起し、Miller が情報秘匿合意（CIA）に違反し、原告の取引関係を不法に侵害し、原告に対する受任者としての義務に違反し、原告の得意先のいくつかから取引を勧誘し行ったことにより、不正競争に従事した、と主張した。原告は、もっぱら差止命令による救済のみを求めた。2001年11月、原告が最初の訴状において金銭賠償を要求していなかったことが、原告の注意を引いた。2002年４月に開示手続が終結し、原告は、審理予定日の４週間または６週間前の2002年７月に訴えの変更を申し立てた。2002年８月21日、事実審裁判所は、原告の申立てについて審理を行い、最終的に時機に後れたものとして、この申立てを却下した。2002年９月５日、原告は、本件訴えを提起し、不当利得を主張し、金銭賠償を求めた。MCL2.116(C)(6),(C)8及び（C)10に基づき、被告 Miller は、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行ったが、事実審裁判所は、2003年３月７日にこの申立てを却

（11）この点について、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（2)」国士舘法学22号133頁（1990年)、および「同（3)」国士舘法学24号36頁以下（1992年）を参照。

（12）WL 2192616（Mich.App. 2004）.

下した。事実審裁判所は、2003年３月31日に、職権で事件場号00-26952-CK 事件と事件場号02-043549-CK 事件の弁論を併合した。被告は、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを却下した裁判に対して、許可に基づく控訴を提起した。控訴裁判所は、この控訴を認容し原判決を取り消して、次のように判示した。

「Miller は控訴を提起し、事実審裁判所の裁判は、いくつかの理由で誤っている、と主張する。Miller は、まず第一に、正式事実審理に基づかない裁判が認められるべきであった、なぜなら、本件訴状における原告の請求は、次のように定める MCR2.203（A）により遮断されるからである、と主張する・・・。Miller は、本件請求が原告の最初の訴状におけると同一の取引または事件から生じたので、本件請求が原告の最初の訴状において提起されるべきであったとする点で正当である。MCR2.203（A）は、『原告が訴状送達の時点で相方当事者に対して有する請求が、訴訟の主題である取引または事件から生じたときは、原告はそれらすべての請求を陳述すること』を要求している・・・。　さらに、『同一当事者間において同一の請求を含む別訴が開始されたとき』は、MCR2.116（C）（6）に基づき、正式事実審理に基づかない裁判を言い渡すことが妥当である。本件訴訟は最初の訴訟とは異なっている、なぜなら求められた救済が異なっているからである、との原告の主張は説得力を欠く。JD Candler Roofing Co v. Dickson 事件[13]において、当裁判所は、『どちらの訴訟の解決にも、同一の主要事実（operative facts）の審理を必要とする』場合に、MCR2.116（C）（6）に基づき、正式事実審理に基づかない裁判を言い渡すことが妥当である、と判断した。これに関して、求められる救済の類型に基づいて訴訟を区別しようとする原告の試みは、妥当なものではない、なぜなら、適切な考慮の対象となるのは、その事件の基礎をなす事実だからである。同様に、不当利得の請求を本件訴訟に含めることは、二つの訴訟を区別させるものであるとの事実審裁判所に対する原告の説明は、法律上支持されるものではない・・・。MCR2.116（C）（6）は、すべての当事者

（13）149Mich.App 593, 601;386NW2d605（1986）.

とすべての争点が同一であることを要求していない。むしろ、両訴訟は、『同一の当事者間』のものであり、かつ『同一の請求を含む』ものでなければならない。それゆえ、『当事者の完全な同一性は必要ではなく』、また両訴訟は、『同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものでなければならない』[(14)]。原告が新たな請求を第二の訴訟に追加したことは、両訴訟が同一の事実関係（set of facts）から生じ、かつ実質的に同一の訴訟原因を含むという事実を変えるものではない。双方の訴訟において問題となるのは、情報秘匿に関する Miller の合意の効果と、解雇後の彼の行為がその合意に違反したかどうか、という点である。契約違反、不法妨害、受任者としての義務違反、不正競業、または不当利得により提起されたものであれ、原告の訴えがこれらの主要事実（operative facts）について争うものである限りにおいて、原告の訴訟原因は、実質的に同一である。従って、本件の第二の訴訟原因は MCR2.203（A）により排斥されるので、MCR2.116（C）（6）に基づき正式事実審理に基づかない裁判を言い渡すことが妥当である。」

本件は、原告が、被告に対して最初に情報秘匿合意の違反に基づく差止請求訴訟を提起した後、その訴訟の係属中に、同一の合意の違反を理由とする不当利得等に基づく金銭賠償請求を追加するための訴えの変更を申し立てたが、時機に遅れたものとして却下されたことから、同一の合意の違反を理由とする不当利得等に基づく金銭賠償を求める別訴を提起した事例である。MCR2.203（A）の定める必要的請求併合のルールによれば、原告は、同一の取引または事件から生じたすべての請求を併合して提起することを要求される。したがって、まず第一に、原告が前訴において同一の取引または事件から生じた数個の請求のうちの一つの請求について前訴を提起し確定判決を受けた後、同一の取引または事件から生じたその他の請求について後訴を提起することは必要的請求併合のルールにより遮断されることになる。第二に、原告が同一の取引または事件から生じた数個の請求のうちの一つの請求について訴えを提起しその訴訟が係属中に、原告が同一の取引または事件から生じたその他の請求について

（14）*Id.*at 598.

別訴を提起した場合、必要的請求併合のルールは、原告が同一の取引または事件から生じたすべての請求を単一の訴訟に併合することを要求するので、当該別訴の提起は重複訴訟に該当するものとして許されないものとなる。したがって、この場合、原告は、係属中の先行訴訟について請求の追加的変更（併合）を行うことを必要とすると解される（必要的追加的変更）。もっとも、先行訴訟での請求不併合について帰責性が大きい場合には、請求の追加的変更そのものが許されないとされる場合も生じると解される。本件では、まさに、先行訴訟での原告の請求の追加的変更の申立てが時機に後れたものとして却下され、かつその後同一請求に関する別訴が重複訴訟に該当するものして許されないと判示されており、かなり厳格な形での必要的請求併合のルールが適用されたように思われる。なお、裁判所は、重複訴訟禁止の原則との関係においてではあるが、その判断基準として、求められた救済の相違ではなくその事件の基礎をなす事実が重要であることを指摘し、双方の訴訟において問題となるのは、情報秘匿に関する Miller の合意の効果と、解雇後の彼の行為がその合意に違反したかどうか、という点であり、契約違反、不法妨害、受任者としての義務違反、不正競業、または不当利得により提起されたものであれ、原告の訴えがこれらの主要事実（operative facts）について争うものである限りにおいて、原告の訴訟原因は、実質的に同一である、と判示した。この点は、必要的請求併合のルールが適用される前提となる「同一の取引または事件」の意義をも示唆するように思われ、興味深い。

（８）Pars Petroleum, Ltd.v. Zahraie[15]

Par Petroleum, Ltd. のオーナーである Falamarz Zahraie は、不動産、給油所、コンビニ、及びそのストアの棚卸遺産を含む営業資産を、彼の兄弟である Daryoush Zahraie に対して、130万ドルで売却することに同意した。提案された売買は会社資産を含んでいたという事実にもかかわらず、売買の合意は、Falamarz Zahraie と Daryoush Zahraie を当事者と定めていた。契約調印式において、Daryoush Zahraie は、Pars に対して支払うことのできる頭金24

(15) WL 1994154 (Mich.App. 2005).

万ドルの小切手を提出した。その小切手は、Daryoush Zahraie が社長を務めている法人である、Tri-Unity Enterprises の預金口座に基づいて振り出された。モーゲージ仲立人が、外観上写しを作成するという目的でこの小切手を取得したが、Falamarz Zahraie に対してその小切手を引き渡さなかった。Pars は、本件訴訟を提起し、Tri-Unity の口座は小切手に対して支払いをなすには不十分な金額しか存在しなかったこと、及び Daryoush Zahraie は、支払われないことを認識しつつその小切手を提出したことにより詐欺を働こうとしたことを主張した。Pars は、Daryoush Zahraie の行為は、MCL750.131に基づき重罪を構成し、MCL600.2952に従い、二倍賠償額、すなわち48万ドルの支払いを受けることができる、と主張した。Daryoush Zahraie は、代理人を付けずに、MCR2.116（C）（7）に基づき正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、Pars の訴訟は既判事項の原則により遮断される、と主張した。Daryoush Zahraie は、その事件（取引）が、他の三つの訴訟の主題であったことを指摘した。とりわけ、第二の前訴では、Pars が Tri-Unity を訴え、小切手に記載された24万ドルの金額をまだ受領していないことを主張し、その額の判決を求めた。事実審裁判所は、24万ドル、及び利息と費用の支払いを認める Pars 勝訴判決を言い渡した。本件訴訟について、事実審裁判所は審理を行い、Pars の正式事実審理に基づかない申立てを却下し、Daryoush Zahraie が提起した正式事実審理に基づかない申立てを認容し、Pars に対して2500ドルの額の制裁金の支払いを命じ、本件につき不利益を伴う却下の判決を言い渡した。事実審裁判所は、Pars の訴えは、既判事項の原則、コラテラル・エストッペル、及び MCR2.203（A）の定める必要的併合のルールにより遮断される、と判示した。これに対して、原告が権利としての控訴を提起。控訴裁判所は、原審を支持して、次のように判示した。

「既判事項の原則は、その訴訟にとり重要な事実または証拠が前訴における事実または証拠と同一である場合に、同一当事者間での後訴を遮断する・・・。既判事項の原則が適用される要件は、（1）前訴が、本案につき判断されたこと、（2）前訴の裁判が終局的裁判であること、（3）後訴で主張された事項が前訴で争われまたは争うことができたものであること、及び（4）両訴訟が、同一の当事者または当事者的関係人を含んだこと、である・・・。当裁判所は、再度、既判事項の原則の適用を審査する・・・。

当事者は、単一の訴訟手続において、回復のためのすべての選択的な根拠を提出しなければならない。そうしない場合は、その請求について再度争うことを遮断される。MCR2.203(A)[16]. 本件では、Pars は、Daryoush Zahraie の行為、すなわち不十分な資金しかない口座に基づいて小切手を作成し、かつ詐欺の意思をもってそうしたことが犯罪の性質を有し、かつ2倍の賠償額を受ける権利を生じさせる、と主張した。Daryoush Zahraie 個人に対して提起されたこの請求は、Falamarz Zahraie 及び（または）Pars が提起した前訴、特に第２の訴訟において主張することができた。第２の訴訟では、Pars は、小切手の支払いを求めて Tri-Unity に対して訴えを提起し、その額の判決を得た。第二の訴訟は本案について言い渡されたものであり、かつその裁判は終局判決であった。Tri-Unity は、Daryoush Zahraie が筆頭株主でありかつ社長であった会社であった。それゆえ、Tri-Unity と Daryoush Zahraie とは、当事者的関係人に該当する・・・。Pars は、Daryoush Zahraie に対する本件請求を、第二の訴訟において主張することができたであろう。事実審裁判所が、Pars の請求は既判事項の原則により遮断されたと結論付けたのは正当であった・・・。Pars は、第二の訴訟を提起した時点において、回復のための選択的な根拠、すなわち本件において主張された Daryoush Zahraie に対する請求を有していた。本件訴訟は MCR2.203（A）に基づく必要的併合のルールに基づき遮断されると結論付けた事実審裁判所の判断は、正当であった・・・。」

本件は、原告が、被告に対し営業資産の売買契約に基づく24万ドルの支払いを求める前訴を提起し勝訴判決を得た後、原告が、売買契約に基づく支払いに際しての被告の詐欺行為が犯罪行為に該当することを主張して二倍額の損害賠償（48万ドル）を請求する後訴を提起した事例である。控訴裁判所は、最初に、既判事項の原則は、後訴において重要な事実または証拠が前訴における事実または証拠と同一である場合に、同一当事者間での後訴を遮断すると指摘し

(16) *See also* Energy Reserves,Inc v.Consumer Power Co.,221Mich. App 210, 217 ; 561 NW2d 854(1997).

た。そして、当事者は、単一の訴訟手続において、回復のためのすべての選択的な根拠を提出しなければならないのであり、提出されなかった根拠に基づいてその請求を再度争うことを遮断される、とした。そのうえで、原告は、前訴（第二訴訟）を提起した時点において、回復のための選択的な根拠、すなわち本件において主張された被告に対する請求を主張することができたのであるから、本件後訴は、MCR2.203（A）に基づく必要的併合のルールに基づき遮断されると結論付けた[17]。この場合、もし単一の請求を基礎づける数個の選択的な法的視点のみが存在するような場合であれば、必要的請求併合のルールではなく、端的に既判事項の原則により遮断されるとして処理することもできたようにも思える[18]。しかし、裁判所は、そのような場合でも、本件事例において、個々の法的視点レベルに基づき数個の別個の請求が生じるものとみて、これに必要的請求併合のルールを適用したものとも考えられる[19]。もっとも、本件事例では、前訴は24万円の給付請求であるのに対して、後訴は48万円の給付請求であるため、両者の請求は異なり、このような意味において同一の事件から生じた数個の請求が存在するものとみて、必要的請求併合のルールを適用したともみることができよう[20]。

（17）本件では、前訴で当事者とされていなかった者に対する選択的な根拠に基づく請求が問題となっているが、この者が実質的に前訴の当事者と同一視できる者（当事者的関係人）であることから、規則2.203の適用が論じられたものと考えられる。しかし、厳密には、規則2.203の必要的請求併合のルールは、前訴と同一の当事者間においてのみ適用されるルールであると解され、本件のような事例は、端的に第三者に対する既判力（判決効）の拡張の問題であるともみることができると思われる。

（18）1985年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項を参照。拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルール（1）－ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として－」駒澤法曹11号50頁以下（2015年）参照。

（19）この点は、わが国における請求権競合の事例で、旧訴訟物理論によれば、各実体法上の請求権ごとに別個の訴訟物（請求）が生じるとみる場合に類似すると考えられる。

（20）わが国の一部請求論における黙示的一部請求後の残部請求に該当するものと

（９）East Muskegon Roofing & Sheet Metal Co.v. Holwerda[21]

Gerber Products Company（Gerber）は、Holwerda-Huizingaを雇用して、その製造施設内において建築作業に従事させた。Holwerda-Huizingaがその作業のほとんどを原告に行わせるため下請けに出したことについては、当事者間において争いがない。原告は、その作業を行ったが、Holwerda-Huizingaは、原告に支払うべき債務額を争った。原告は、Holwerda-Huizingaに対して、Muskegon巡回裁判所において契約違反を理由として訴えを提起し、勝訴の欠席判決を受けた。その後、原告は、３人の被告（Holwerda-Huizingaの役員または使用人）に対して本件訴訟を提起し、Gerberが被告らに支払いかつ原告に対して負う金額を原告に支払わなかったことにより、被告らはミシガン建築者信託基金法（MBTFA）…に違反した、と主張した。これらの３人の被告は、前訴では併合されていなかった。原告は、MCR2.116(C)(10）に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行い、原告が履行した作業に対して被告らがGerberから資金を受領したとき、被告らはMBTFAに基づき、その金銭の受託者となった、と主張した。原告は、Holwerda-Huizingaは、14000ドルを支払ったのみであり、People v.Brown事件[22]に従い、被告らは判決の残額について個別に責任を負うと主張した。被告らは、MCR2.203(A)（必要的請

考えられる。わが国における一部請求論については、中野貞一郎「一部請求論の展開」民事訴訟法の論点Ⅱ87頁以下（判例タイムズ社、2001年）、山本和彦「一部請求」民事訴訟法の基本問題103頁以下（判例タイムズ社、2002年）、松本博之「一部請求訴訟の意義と目的」訴訟における相殺155頁以下（商事法務、2008年）、兼子一原著・条解民事訴訟法〔第２版〕527頁以下〔竹下守夫〕（弘文堂、2011年）、上田徹一郎・民事訴訟法〔第７版〕190頁以下（法学書院、2011年）、松本博之＝上野泰男・民事訴訟法〔第７版〕592頁以下（弘文堂、2012年）、高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上）〔第２版補訂版〕97頁以下（有斐閣、2013年）、小島武司・民事訴訟法279頁以下（有斐閣、2013年）、および拙稿「一部請求理論の再構成―必要的請求併合の理論による解決―」中村英郎教授古稀祝賀〔上巻〕135頁以下（成文堂、1996年）を参照。

(21) WL 355208（Mich.App.2006).

(22) 239 Mich.App735,739-740; 610 NW 2d 234（2000).

求併合）及びMCR2.205（必要的当事者併合）に従い、正式事実審理に基づかいない裁判を受ける資格を有する、なぜなら、原告は被告らをMuskegon巡回裁判所の訴訟において併合しなかったからである、と主張した。被告らは、本件訴訟の主題はすでに裁判されており、再度裁判されるべきでない、と主張した。被告らはまた、原告は正式事実審理に基づかない裁判を受ける資格を有しない、なぜなら原告はGerberの作業を適切に履行せず、したがって、被告らから何らの補償も受ける権利を有しない、と主張した。事実審裁判所は、適用の対象となる裁判所規則を明確に述べなかったが、被告らは「併合されなければならなかった」と述べ、MCR2.116(I)(2) に基づき被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。原告は、この事実審裁判所の裁判に対して、権利としての控訴を提起した。控訴裁判所は、原判決を取り消し、次のように判示した。

「当裁判所は、法律問題として提起されたすべての争点を再度審理する・・・。当裁判所は、裁判所規則ではなく既判事項の原則が、原告が被告に対する後訴の提起を排斥されるかどうかを判断するための適切な分析の方法である、と判示する。MCR2.205(A) は必要的当事者併合に適用され、次のように定める：(B) 項及びMCR3.501に従うことを条件として、ある者のその訴訟における在廷が裁判所が完全な救済を付与するために重要なほどに、その者がその訴訟の主題に利害関係を有するときは、その者は当事者とされなければならず、それぞれの利害関係に従い原告または被告とされなければならない。MCR2.205(A) における重要な審査とは、ある当事者の在廷が完全な救済の付与にとり必要であったかどうか、である・・・。本件では、各被告がどのような資格でHolwerda-Huizingaの業務に従事していたかどうかにかかわらず、彼らの在廷は、原告がその会社に対する前訴において判決を得るために必要なものではなかった。原告が本訴において主張するように、MCL570.151に基づく被告らの可能性のある個々の責任は、別個の請求である。さらに、会社は、たとえ一人の者がその会社のすべての株式を保有しているとしても、その株主から独立した法主体である・・・。MCR2.203(A) は、必要的請求併合に適用され、次のように定める：・・・当裁判所における当面の審理との関係での本規則の重要な部分とは、『訴答者は、・・・彼がその相手方当事者に対して有

するすべての請求を併合しなければならない』という部分である。本件では、前訴での相手方当事者とはHolwerda-Huizingaであり、かつその訴訟では、原告は当該当事者に対して有する請求につき訴えを提起した。本件訴訟では、原告は、個人としての資格に基づいて被告らに対して訴えを提起している。それゆえ、原告が先の訴訟において本件請求を併合する必要はなかった・・・。ある訴訟においてMCR2.203（A）に従わない場合の『効果』は、当事者または当事者的関係人に対する後訴を遮断することではあるが、それは既判事項の原則によるものであり、裁判所規則によるものではない・・・。重要な審理とは、被告らが、それぞれ同一の当事者またはHolwerda-Huizingaの当事者的関係人であったかどうか、である・・・。本件では、被告らが前訴において当事者とされていなかった点について、当事者間に争いがない。しかし、なお重要な点とは、たとえ彼らがその訴訟においてHolwerda-Huizingaを代表する構成員とされていたとしても、本件における原告らの請求は、被告らの『個人的な』責任を主張しているのである。以下に論じられるように、MBTFAに基づく訴訟は、その法律に違反した請負人の個別の役員または使用人に対して提起することができる。被告らの潜在的な個人的責任はまた、彼らの私的利益が、彼らの会社に対する契約違反の訴訟において代表されていなかったことをも例証する・・・。原告の訴状に記載された各被告は、Holwerda-Huizingaにおける何らかの資格において『会社の使用人』であったことは、当事者間に争いがない。したがって、各被告は、もし彼らが『個人的に』原告のための信託に付された金銭の不正目的使用に加担したときは、MBTFAに基づき責任を負う。しかし、被告らの会社に対する契約違反を理由とする原告の前訴においては、MBTFAに基づく被告らの個人的責任に関する争点は、提出されなかった。したがって、被告らと彼らの会社との間においては、被告らの利益が前訴において会社により適切に代表されかつ保護されるというような、利害関係の実質的同一性は存在しなかった・・・。」

本件では、原告は、最初に、Holwerda-Huizinga会社に対して、Muskegon巡回裁判所において契約違反を理由として訴えを提起し、勝訴の欠席判決を受けた。その後、原告は、3人の被告（Holwerda-Huizinga会社の役員または使

用人）に対して本件訴訟を提起し、Gerber が被告らに支払いかつ原告に対して負う金額を原告に支払わなかったことにより、被告らはミシガン建築者信託基金法（MBTFA）に違反した、と主張した。事実審裁判所は、裁判所規則によれば原告はこれら３名の被告を前訴において併合することを要求されるが、原告は彼らを併合しなかったので、被告は勝訴判決を受けることができる、と論じた。これに対して、控訴裁判所は、前訴においてある当事者を併合しなかったことが後訴を遮断するかどうかを決定するのは既判事項の原則であり、併合に適用される裁判所規則ではない、と判断した。その上で、控訴裁判所は、既判事項の原則は原告の被告に対する請求を遮断するものではないので、原判決を取り消すものと判示した。この点については、一般に次のように理解されていると思われる。まず第一に、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールは、同一の原告が同一の被告に対して数個の請求を有する場合に適用されるルールであるということである。そこで、第二に、原告が被告以外の者に対する請求を有する場合、この者に対する請求を被告に対する請求と併合する必要があるかどうかは、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールではなく、MCR2.205（A）の必要的当事者併合のルールの適用の対象となり[23]、そこでは裁判所が完全な救済を言い渡すためにその者の訴訟における在廷が必要とされるかどうかが重要な判断基準となるとされている[24]。そして、第三に、以上のいずれのルールによってもその者に対する請求の併合が必要とされない場合、なおその者に対する請求に基づく後訴が遮断されるかどうかは、前訴の判決効（既判力）がその者に対して拡張されるかどうか（既判事項の原則）に基づくものと考えられる。本件では、前訴と後訴の当事者が異なっており、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールは適用されず、また、前訴被告の法的責任と後訴被告らの法的責任とは別個のものであるため、後訴の被告らは前訴で当事者として併合される必要はなく、したがって、MCR2.205の必要的当

（23）MCR2.205の必要的当事者併合のルールについては、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（4）」国士舘法学26号73頁以下（1994年）を参照。

（24）*See* 2J.Martin,R.Dean &R.Webster,Michigan Court Rules Practice 39（3 d. ed.1985）. 拙稿・前掲注（11）国士舘法学24号34頁注（10）（1992年）をも参照。

事者併合のルールは適用されないと判示した[25]。また、前訴被告に対する判決の効力が後訴の被告らに対して拡張される関係にはなく、後訴の被告らは、当事者的関係人には該当しないと判示したものと思われる。なお、本判決で、裁判所は、ある訴訟においてMCR2.203（A）に従わない場合の「効果」は、当事者または当事者的関係人に対する後訴を遮断することではあるが、それは既判事項の原則によるものであり、裁判所規則によるものではない、と指摘している。これは、請求分割禁止の原則ないし既判事項の原則を、その要件面からは行為義務としての視点から必要的請求併合のルールと構成するとともに、その行為義務違反の有無及びこれに基づく遮断の要件および効果の面からは、既判事項の原則に基づいて判断するものと解しているものと思われる。

（10）Houdini Properties,L.L.C.v. City of Romulus[26]

原告は、専門の宅地開発業者であるが、1998年に、デトロイト・メトロポリタン空港の近くにある特型の三分の一の区画の土地を25000ドルで購入した。原告がこの土地の区画を購入した時、その地域は「商業地域」に指定され、広告板の建築を禁止した。市は後にこの不動産を「地域総合地区」に再指定したが、その地区の分類によっても、広告板の建築が禁止された。原告がこの土地の区画を獲得してから6年後、広告板を建築するために、用途規制の適用除外を申し立てた。原告は、地域地区規制再審査委員会に対してさまざまな憲法上の主張を行い、その中には、広告のための用途規制の適用除外の申立てを却下することは公用収用に当たる、との主張が含まれていた。市の開発担当顧問は、「この区画の付近では、類似した他の区画と異なる区画に適用されるようななんらの例外的または特別な状況または条件も存在しない」との理由に基づ

（25）わが国では、ある訴訟が固有必要的共同訴訟であるかどうかについては、実体法的要素と訴訟法的要素の双方を考慮して判断すべきであるとの考え方が多数説である。この点について、新堂・新民事訴訟法〔第5版〕773頁（弘文堂、2011年）、松本＝上野・民事訴訟法〔第7版〕715頁（弘文堂、2012年）、及び高橋・重点講義民事訴訟法（下）〔第2版補訂版〕333頁以下（有斐閣、2014年）を参照。

（26）480Mich.1022,743N.W.2d,198（2008）.

き、地域地区規制再審査委員会がこの申立てを却下するよう推薦した。それゆえ、地域地区規制再審査委員会は、市の開発担当顧問の推薦に基づき、申立てを却下した。原告は、地域地区規制再審査委員会の判断に対して巡回裁判所に不服を申し立て、特に、地域地区規制再審査委員会が用途規制の適用除外の申立てを却下することは公用収用に当たる、と主張した。その後、2005年２月11日、原告は本件民事訴訟の別訴を提起し、地域地区規制再審査委員会による同一の却下から生じた損害賠償を請求した。原告は、再度収用に関する主張、実体的デュー・プロセスの否定、及び42U.S.C.1983上の市民的権利に関する主張を行った。同年８月26日、巡回裁判所は、地域地区規制再審査委員会による却下の判断を支持したため、同年９月26日、原告が控訴。その後、同年10月19日、本件民事訴訟について、巡回裁判所は、MCR2.203（A）の規定に従わなかったこと及び既判事項の原則を根拠として、MCR2.116（C）（6）及び（7）に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したため、原告が控訴。控訴裁判所も、本件後訴は、用途規制の適用除外申立ての却下に関する再審査手続と同一の事実及び証拠に基づいていたので、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールが適用され、本件訴訟は重複訴訟に該当し、また両訴訟は既判事項の原則との関係において同一であると考えられるので、MCR2.116（C）（6）およびMCR2.116（C）（7）に基づく被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判は適法であったと判示したため[27]、原告が上告許可を申し立てた。最高裁判所は、原告の上告を容れ、次のように判示した。

「2007年11月８日、当裁判所は、2006年６月13日の控訴裁判所の判決に対する上告許可申立てについて口頭弁論に基づき審理を行った。裁判所の決定に基づき、その申立てが再審理され、MCR7.302（G）（1）に基づき、上告許可の裁判に代え当裁判所は、控訴裁判所の判決を破棄し、MCR2.203（A）の規定に従わなかったこと及び既判事項の原則を根拠として、MCR2.116（C）（6）及び（7）に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した2005年10月19日のWayne巡回裁判所の裁判を

（27）Houdini Properties,L.L.C.v. City of Romulus, N.W.2d, 2006WL1626643（Mich. App.）

取り消すものとする。MCL125.585(11) に従った原告の再審査の請求は、『訴答』ではなかった。MCR2.110(A) .それゆえ、被告が認めるように、MCR2.203の併合のルールは、地域地区規制再審査委員会の判断に対する再審査の請求には適用されない。地域地区規制再審査委員会による用途規制の適用除外申立ての却下に対する再審査についての巡回裁判所の裁判は、原告の憲法上の請求について既判事項とはならなかった。地域地区規制再審査委員会は、原告の実体的デュー・プロセス及び公用収用の請求について管轄権を有しなかった。MCL125.585(11) に基づき、巡回裁判所の審査は、地域地区規制再審査委員会の記録と判断に限定される。それゆえ、巡回裁判所は、原告の再審査において、公用収用に関する争点について裁判することはできなかった。控訴裁判所及び Wayne 巡回裁判所が、Sammut v. City of Birmingham 事件[28] の判断基準に従ったのは誤りであった。当裁判所は、本裁判と矛盾のないその後の手続を行わせるため、本件を Wayne 巡回裁判所に差し戻すものとする・・・」。

本件では、原告は、最初に地域地区規制再審査委員会に対して、原告が有する土地区画について用途規制の適用除外を申し立てた（原告は、さまざまな憲法上の主張を行い、その中には、広告のための用途規制の適用除外の申立てを却下することは公用収用に当たる、との主張が含まれていた）。しかし、この申立てが却下されたため、原告は、巡回裁判所に対して再審査を請求した（第１事件）。この訴訟の係属中、原告は、本件民事訴訟を提起し、地域地区規制再審査委員会による同一の却下から生じた損害賠償を請求した（第２事件。原告は、再度収用に関する主張、実体的デュー・プロセスの否定、及び42U.S.C.1983上の市民的権利に関する主張を行った）。第１事件において、巡回裁判所は、地域地区規制再審査委員会による却下の判断を支持したため、原告が控訴。この控訴審係属中、本件第２事件について、巡回裁判所は、MCR2.203(A) の規定に従わなかったこと及び既判事項の原則を根拠として、MCR2.116(C)(6) 及び (7) に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したため、原告が控訴した。控訴裁判所も、本件後訴は、用途規制の適用除外申立

(28) 2005WL17844（2005年4月、事件番号250322）.

ての却下に関する再審査手続と同一の事実及び証拠に基づいていたことを根拠に、原審を支持した。これに対して、最高裁は、第一に、第１事件における原告の再審査の請求は「訴答」に該当せず、したがって、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールは地域地区規制再審査委員会の判断に対する再審査の請求には適用されないこと、第二に、地域地区規制再審査委員会は、原告の実体的デュー・プロセス及び公用収用の請求について管轄権を有しておらず、巡回裁判所の審査も地域地区規制再審査委員会の記録と判断に限定されるので、巡回裁判所は、原告の再審査において公用収用に関する争点について裁判することはできなかったのであり、したがって、再審査についての巡回裁判所の裁判は、原告の憲法上の請求について既判事項とはならなかったことを指摘した。最高裁は、第1事件における原告の再審査の請求は「訴答」に該当しないと判断したが、仮にこの再審査の請求が「訴答」に該当するとしても、次のような考え方をとることもできよう[29]。すなわち、まず第一に、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールは、原告が同一の取引または事件から生じた被告に対して有するすべての請求を併合しなければならないとするルールであり、数個の請求が同一の取引または事件から生じた場合とは、それらの請求が同一の事実または証拠をその根拠とする場合を意味するところ、第1事件における再審査請求に必要とされる事実または証拠は制限されており、第2事件の民事訴訟で必要とされる事実または証拠とは異なっているため、両請求は同一の取引または事件から生じたとみることができず、その結果、原告はこれらの請求を併合する義務を負わなかったとの見方である。これに対して、第二に、数個の請求が同一の取引または事件から生じた場合をもう少し緩やかに解釈し、両請求を構成する当該事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有している場合を指すと解すれば、原告の民事訴訟は、明らかに巡回裁判所における地域地区規制再審査委員会に対する不服申立てと時間、場所及び原因について密接に関連した事実を含んでいるため、両請求は同一の取引または事件から生じたものと

(29) 実際、本件の原審は、第1事件における原告の再審査の請求は「訴答」に該当すると判示している。*See* Houdini Properties,L.L.C.v. City of Romulus, *supra* note (27).

解されるが[30]、巡回裁判所の再審査は、地域地区規制再審査委員会の記録と判断に限定されるので、巡回裁判所は、原告の再審査において公用収用に関する争点について裁判することはできなかったため、原告はその再審査請求に民事訴訟上の請求を併合することは不可能であった、とみることもできよう[31]。

（11）In re Morris A.Perkins Trust[32]

本件の事実関係は次の通りである。すなわち、Morris は、常々彼の農地に留まりその農地で働く息子らのいずれかにその農地を与えようと考えていた。彼の死後、原告と被告が、約二年間、Morris A.Perkins の信託財産の共同受託者となった。両者は、その信託における唯一の最も重要な財産である農地の一部または全部の売却について合意することができなかった。被告は、単独受託者として行為し始めた。2002年、原告は、検認裁判所に対して申立てを行い、共同受託者としての彼の地位の確認と、受託者の地位において被告が締結した売買契約の取消しを求めた。検認裁判所は、当該信託書面は、被告が信託上の受益者ではなく、その農地を売買契約書に記載する権限を有する単独の受託者であることを明確に定めていた、と認定した。しかしながら、検認裁判所は意見を記録したものの、命令を記載しなかった。2004年、原告は、新たな訴訟代理人を選任し、新たに発見された事実を有するに至ったと主張して、次のような二つの訴答を同時に行った。すなわち、(1) 彼の最初の申立てについての検認裁判所の判示に関する再考の申立て、及び (2) 以下のような第二の申立てである。この第二の申立ては、以下のような理由に基づき信託全体の取消しを求めた。すなわち、その信託は虚偽の証言及び公証行為に基づくものであること、それは被告による詐欺と不当威圧の結果に基づくものであること、及び

(30) Corrigan 裁判官は、本判決に対する反対意見において、「同一の取引また事件」をこのように解したうえで、巡回裁判所が収用請求についてその他の証拠を収集することは何ら妨げられなかったから、原告の第 2 の訴訟は、既判事項の原則により遮断される、と指摘した。

(31) その意味で、原告には、前訴での請求不併合に対する帰責性は存在しなかったとみることもできると考えられる。

(32) WL 127805（Mich.App.2007）.

Morris は、その条項について全く助言を受けなかった、というものであった。第二の申立てはまた、その農地に留まりその農地で働く彼の子供のいずれかにその農地を与えるという Morris による長年にわたるかつ一般的によく知られた口頭の約束である、「死亡により財産を移転する契約を履行すること」を求めていた。要するに、第二の申立ては、売買契約を無効とし、原告がその農地に対する権原を有することの確認を求めた。検認裁判所は、2002年における意見を裁判と解釈し、再考の申立てを却下した。被告は、以下のような二つの理由に基づき、2004年の申立てに対して正式事実審理に基づかない裁判を申し立てた。すなわち、(1) すべての請求が2002年の申立てにおいて提起されるべきであったのであり、それゆえ MCR2.203(A) の必要的併合のルールに基づき遮断される、及び (2) 原告の口頭による契約の請求は法律上承認することはできない、というものであった。検認裁判所は、主張された口頭契約は無効である、なぜならその契約は、原告がまだ未成年者であったときになされたものだからである、という点に同意した。しかしながら、検認裁判所は、被告のその他の申立てを却下し、必要的併合のルールは原告の新たな請求を遮断せず、原告の不当威圧及び詐欺の主張に関する重要な事実についての真正な争点が存在する、と判示した。原告が2002年の第一の申立て、および彼の口頭の契約の主張に対する正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した検認裁判所の2004年の第二の申立てに対する裁判に対して控訴を提起したところ、控訴裁判所は、信託書が明確性を欠かないとの判断は誤っており、また Morris と原告との間の契約は無効ではなかったと判断して、両事件を検認裁判所に差し戻した。検認裁判所は、第一の申立てについて陪審裁判を命じたが、第二の申立てについては、原告の2004年の申立ての全体が既判事項の原則及び MCR2.203 (A) の必要的併合のルールにより遮断される、との意見を述べ、それを根拠として原告の2004年の申立てに対する被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したため、原告が控訴（この控訴後、検認裁判所は陪審裁判を開催し、信託書の不明確性が原告に有利に判断され、被告も控訴せず、それゆえ原告の2002年の申立て及び売買契約に対する異議の双方が原告に有利に解決され、かつ争訟性を喪失した）。控訴裁判所は、次にように判示して、原告の控訴を認容し、原告の2004年の申立てを却下した裁判を取り消し、さらに審理させるため本件を差し戻した。

「・・・重要な点として、かつ規則がその根拠を既判事項に置くことと一致して、MCR2.203（A）はまた、『訴訟原因分割禁止の原則』としても知られている[33]。旧規則は、『ミシガン州において長く存在する判例法上の訴訟原因分割禁止の原則を法典化したもの』であり、『既判事項の原則と同一の一般的な政策的判断を基礎としており、当規則が既判事項の原則を包摂しまたは緩和する限りにおいて、規則がまず適用を受けなければならない』[34]。『訴訟原因の分割とは、同一の取引または事件から生じた訴答者が相手方に対して有する多くの請求を『別々に』、すなわち別個の訴訟において争うことと定義されてきた』[35]。特に注目されるのは、既判事項の原則は、『二つの別個の訴訟が存在することを要求する』、という点である[36]。それゆえ、既判事項の原則は、論理的に、単一の訴訟内においては適用されない。この原則と一致して、ミシガン州における訴訟原因分割禁止原則の原則もまた、複数の訴訟に対して適用されるのである[37]。検認裁判所は、原告が第２の申立てを行う前に、彼の第１の申立てについて意見を述べた。しかし、検認裁判所は、裁判の登録を行わず、かつ第２の申立てにより提起された特定の争点を取り扱わなかった。原告は最初の訴えの時点において、彼に農地を与えるとの口頭契約を知ることができるとしても、原告が共同受託者であった限りにおいて、信託がその口頭契約を実現するための最も適切な方法であると考えた可能性は大変高い・・・。原告

---

(33) Hughes v.Medical Ancillary Services,Inc,88Mich.App395,397-399;277NW2d 335(1979)(MCR2.203(A) がその基礎とした旧規則 GCR1963,203.1について論じる）を参照。この判例については、拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早稲田大学大学院法研論集36号163頁以下（1985年）を参照。

(34) Rogers v.Colonial Federal Savings & Loan Ass'n of Grosse Pointe Woods,405 Mich. 607,618;275NW2d 499(1979).

(35) Lorencz v.Ford Motor Co.,187Mich.App63,74;466NW2d346(1991),*rev'd* on other grounds,439Mich.370(1992).

(36) The Mable Cleary Trust v.The Edward-Marlah Muzyl Trust,262Mich. App.485,510;686NW2d770(2004).

(37) Clements v.Constantine,344Mich.446,450-454;73NW2d889(1955).

の第二の申立てにおける争点は、被告が単独受託者であるとの検認裁判所の結論のみを理由とする争点として生じた。これらの行為のすべてが単一の訴訟内において生じ、第二の申立てにおいて提起された争点は、原告がその申立てを行う前にいずれの裁判所によっても実際に考慮されず、また第二の申立てにおいて提起された争点は、少なくとも最初の申立てに関する検認裁判所の判断によってのみ関連性を有するものと考えられるので、当裁判所は、必要的併合のルールは、本件においては適用されるべきではない、と判断する・・・。」

一般に、必要的請求併合のルールが問題となるのは、原告が、同一の取引または事件から生じた数個の請求を有する場合に、それらの請求の一つについて前訴を提起し、その判決の確定後に他の請求に基づく後訴を提起する場合や、それらの請求の一つについての訴訟の係属中に他の請求について別訴を提起した場合のように、二つの別個の訴訟が存在する場合である。そして、それらの場合、後訴または後発訴訟は、必要的請求併合のルールに基づき遮断または却下されることになる。これに対して、本件では、原告は、共同受託者としての彼の地位の確認と、受託者の地位において被告が締結した売買契約の取消しを求める第一の申立てを行ったが、それについて検認裁判所は、意見を述べたものの裁判の登録を行わない間に、原告は、虚偽の証言ならびに公証行為および詐欺ならびに不当威圧に基づく信託全体の取消しと口頭契約に基づき、売買契約を無効とし、原告がその農地に対する権原を有することの確認を求める第二の申立てを行った。これに対して、被告は、すべての請求が2002年の申立てにおいて提起されるべきであったのであり、それゆえ、原告の第二の申立ては、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールに基づき遮断される、と主張した。しかし、控訴裁判所は、原告の第一の申立てについて裁判所の判決登録がなされないまま、原告の第二の申立てが行われていることから、原告はこれらの申立てを併合して提起したのであり(38)、したがって単一の訴訟のみが存在しており、二つの別個の訴訟が提起されたものではないから、必要的請求併合のルー

(38) 原告は、第一の申立て（請求）に対して、第二の申立て（請求）を追加的に併合したものとみることができると考えられる。

ルの適用は問題とならないと判断したものと考えられる[39]。

（12）Cascioli v. Surfside Intern.,L.L.C.[40]

2004年10月25日まで、原告は、被告の所有する Thunder Falls Water Park において総支配人として働いていた。2004年12月9日、原告は、Emmet 地方裁判所の少額請求部に、訴えを提起した。訴状に添付された宣誓供述書において、原告は、被告が「合意に基づく払い戻し費用及び個人的に支払われた会社費用」について、彼に対して3000ドルを支払う義務がある、と主張した。2005年1月12日、被告は、MCR4.306（A）（1）に基づき地方裁判所への移送の要求及び裁判を申し立てた。数週間後、移送後の地方裁判所における訴訟が係属中に、原告は、Emmet 巡回裁判所において、被告に対し11個の訴因に基づく訴えを提起した。巡回裁判所における原告の訴状によれば、原告は、「公序良俗に反する不当解雇、過失による精神的苦痛の付与、不当利得・約束的禁反言、契約違反、詐欺、不実表示、悪意のある契約、善意不実表示、中傷保護法（WPA 法）違反、市民的権利に関する法律（CRA 法）の違反、及び障害者の市民的権利に関する法律（PWDCRA 法）の違反」を主張した。2005年4月11日、当事者は、Emmet 巡回裁判所の裁判地を、Oakland 巡回裁判所に移送することに合意した。2005年6月21日、Oakland 巡回裁判所は、原告が制定法上の提訴費用を支払わなかったとして、本件訴えを却下した（dismissed・・・without prejudice）。その間に、当事者は、地方裁判所において証拠開示手続を行い、2005年11月11日、裁判官による審理期日に出頭した。原告側訴訟代理人は、裁判所に対して、次のような意見を伝えた。すなわち、「この時点で、当方は本件訴えを取り下げたい。原告は実際に、本件を併合することになる巡回裁判所に訴えを提起したし、かつ提起しようとしているので、原告は、本件を取り下げたい、と考えている。本件訴えは、少額請求事項であったがゆえに提起されたのであり、それが地方裁判所の事件表に移された。また巡

（39）なお、本件では、双方の申立て（請求）において信託書の有効性に関する事実が問題となり、また双方の申立て（請求）を立証するための書証や人証は同一であると考えられるので、双方の申立て（請求）は、「同一の取引または事件」から生じたものとみることができると思われる。

（40）WL 504686（Mich.App.2008）.

回裁判所に係属する予定の事件があり、本件はその訴訟に併合することができる」、と。被告は、原告の要求に対して異議を申し立て、却下（dismissal）は、MCR2.203の規定する必要的併合のルールの違反を構成する、と主張した。被告側代理人は、次のように主張した。すなわち、「それゆえ、もし本件請求が却下（dismissal）されるとするならば、それは不利益を伴うものでなければならず、その結果、当方はそれを再度争う必要はなくなり、巡回裁判所では、他の争点を扱うことになるであろう」、と。地方裁判所は、次のように判示した。すなわち、「当裁判所は、本件では、証拠開示手続は先月６月に終結すべきものとされていた、と考える。当裁判所は、不利益を伴わない却下の申立てを認めないものとする」、と。原告は、さらに地方裁判所の訴訟を追行しないことを選択し、本件を不利益を伴い却下すべきであるとの被告の申立てを地裁が認容するよう促した。2006年11月21日、原告は、Oakland 巡回裁判所に訴えを提起し、2005年に不利益を伴わない却下の裁判を受けた巡回裁判所においてなしたのと同一の請求を主張した。2007年５月７日、被告は、MCR2.116(C)(7)に基づく正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、MCR2.203(A）の必要的併合のルールと既判事項の原則により、巡回裁判所における請求は遮断される、と主張した。被告によれば、原告は、彼の巡回裁判所における請求を先の地方裁判所において提起することができかつすべきであった、と主張した。巡回裁判所は次のように判示した。すなわち、「既判事項の原則が、先の訴訟において解決されまたは解決することのできたいかなる請求をも遮断する。原告は、制定法上の請求は最初の訴訟において提起することはできなかった、なぜなら地方裁判所はそれらの請求について管轄権を有していなかったからである、と主張した。しかしながら、彼は、それらの請求が最初の訴えに含まれなかった理由、すなわち彼が請求の提起の際に、その訴えを巡回裁判所に移送するための許可を求めなかった理由を説明していない。さらに、原告は、どのようにして本件訴訟が必要的併合のルールの適用を受けないのかを指摘しておらず、それゆえ、本件は既判事項の原則により遮断され、かつ必要的併合のルールに違反するので、正式事実審理に基づかない裁判が認容される。原告が、この裁判に対して控訴した。控訴裁判所は、原判決を一部取り消し差し戻して、次のように判示した。

「当裁判所は、MCR2.203（A）の定める必要的併合の規定は、地方裁

判所の少額請求部において提起された事件には適用されない、と判示した[41]。さらに原告が少額請求部において提出した請求及び宣誓供述書は、MCR2.110（A）の定める訴答を構成しないので、併合ルールは適用されない[42]。原告は、少額請求裁判所に最初の訴えを提起したのであり、彼はそこでは被告に対して可能なすべての請求を併合する義務を負わなかったのである。『一般に、少額請求部は、比較的少額の金額が含まれるときは、簡易かつ経済的な紛争解決の手段を提供する』[43]。Kerekes 事件では、当裁判所は、少額請求部の管轄権を限定することにより、立法部は、請求のいくつかはより経済的重要性が低く、それゆえ最小限の費用で解決されるべきことを承認したことを認めた[44]。少額請求部は、「係争金額に相応した時間及び費用に見合った、社会的に承認しうる紛争解決方法の利用」を当事者に提供するための簡略な訴訟手続を使用する[45]。さらに、当裁判所は、もし被告が少額請求事件を地方裁判所に移送することを選択した場合、原告は、彼の少額請求を変更してその他の可能性あるすべての請求を追加しなければならない、という明文の規定にない要件を裁判所規則に読み込むことはできない。その結果、巡回裁判所が、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容する根拠として、MCR2.203（A）を適用したのは誤りであった。『既判事項の原則は、同一の訴訟原因を争う多数の訴訟を阻止するために使用される』[46]・・・。原告は、被告は第三の要件、すなわち地方裁判所が巡回裁判所において争われた事項を解決することができたという要件を証明することができなかった、と主張する。原告は、既判事項の原則は、彼の巡回裁判所における訴訟を遮断することがで

---

(41) Kaiser v.Smith,188Mich.App.495,499,470N.W.2d88（1991）.*See also* Corrigan, Givoan et al, Michigan Practice Guide:Civil Procedure Before Trial, § 5:229（2006）（必要的請求併合のルールは、少額請求事件には適用されない）.

(42) Houdini Properties,LLC v.City of Romulus,480Mich.1022,743N.W.2d198（2008）.

(43) Kerekes v.Bowlds,179Mich.App.805,809,446N.W.2d357（1989）.

(44) *Id*.

(45) *Id*.at809-810,446N.W.2d357.

(46) Adair v. State of Michigan,470Mich.105,121,680N.W.2d386（2004）.

きない、なぜなら彼は彼の巡回裁判所における請求の多くを地方裁判所において提起することはできなかったからである、と主張する。地方裁判所は、制限的な管轄権を有している[47]。係争物の価格に拘わらず、原告は、WPA 法に基づく訴訟を、地方裁判所にではなく巡回裁判所において開始しなければならない・・・。巡回裁判所はまた、『可能性のある損害賠償額が10000ドル未満であっても』、CRA 法に基づく請求について専属的管轄権を有する・・・。さらに、PWDCRA 法は、とりわけ、当該法律の違反を主張する訴訟は、巡回裁判所においてのみ提起されうることを予定している。MCL37.1606(2). 原告はこれらの三個の請求を地方裁判所において提起することはできなかったので、巡回裁判所が、既判事項の原則に基づきこれらの請求（に関する訴え）を却下したのは誤りであった[48]。当裁判所は、さらに、既判事項の原則が原告のその他の請求、すなわち、公序良俗に反する不当解雇、過失による精神的苦痛の付与、不当利得・約束的禁反言、契約違反、詐欺、不実表示、悪意のある契約、善意不実表示を理由とする請求を遮断するかどうかを検討しなければならない。Adair 事件[49]において、わが最高裁判所は、原告がある請求を前訴において提起すべきであったかどうかを判断するため、『より広い事件の基準』を適用した。Adair 事件において述べられた基準は、46 Am Jur2d,Judgments §533,P801・・・に由来しており、それは以下のように定める。すなわち、裁判所は、次のような点を考慮して実用的に、ある事実の集合体が、既判事項の原則との関係において一つの『事件』を構成するかどうかを判断する。すなわち、(1) その事実が、時間、場所、原因または動機の点で関連しているか、(2) それらが都合の良い審理の単位を形作っているか、そして (3) それらを一つの単位として扱うことが、当事者の期待と一致するものであるかどうか、である。原告の最初の少額請求訴訟は、携帯電話料金、航空運賃、及び同様の料金のような『払戻しを求めることのでき

(47) MCL600.8301 et seq.

(48) Adair,*supra* note (46),at121,680N.W.2d386.

(49) *Id*.at124-125,680N.W.2d386.

る費用』についての被告の不払いと関連していた。原告は、少額請求の訴訟物を、費用の償還の範囲に限定した。それゆえ、地方裁判所における請求は、もっぱら被告が、原告の支払った業務上の費用に対して払い戻す義務を負うかどうかに焦点を合わせたものであった。巡回裁判所における訴状では、原告は、彼が業務上負傷したこと、及び彼が違法な活動及び（または）彼が誠実に違法と考えた活動を報告すると強迫したことを理由として、被告が彼を不当に解雇したことを主張した。費用に関連した少額請求の基礎にある事実は、被告が違法に原告を解雇し、または過失により精神的苦痛を与えたことを証明するために必要な証拠と、時間、場所、原因及び動機の点で、著しく異なっている。被告は、払戻し可能な費用を求める請求と原告の解雇から生じた不法行為に基づく訴訟原因との間の直接または間接の関連性を証明することができなかった。二つの事件は、また別個のかつ区別された法律上の義務を含み、かつ異なった違法行為を主張している。それらの主張は全く異なった個人的利益に関連しており、別個の証拠を要求し、かつ『都合の良い審理の単位』を構成しないのである。地方裁判所及び巡回裁判所の訴訟における訴訟物は、単一の事件を構成せずかつ一連の関連性のある事件をも構成しないので、既判事項の原則は、原告の違法解雇及び過失による精神的苦痛の付与の訴因を遮断しなかった。しかしながら、原告の『不当利得・約束的禁反言』、契約違反、及び『悪意のある契約』は、彼の少額請求の根拠を提供したのと同一の『払戻しを受けることのできる費用』を含むので、既判事項の原則は、これらの費用の請求を遮断する・・・。」(50)

(50) これに対して、O'Connell 裁判官は、次のような一部賛成･一部反対意見を述べる。すなわち、MCR2.203(A) の必要的併合のルールが地方裁判所の少額請求部に最初に提起された事件には適用されないという多数意見に賛成し、それゆえ原審の裁判を取り消すものとする多数意見の結論に賛成するが、多数意見のその他の部分は、興味深いものであるが、結果を決定づけるものではなく傍論を構成するものであり、それゆえ、その他の争点を扱う理由を見出さない、とする。そして、もし私がその争点に言及するとしたら、私は、関連する裁判所規則は、誤った裁判所に請求を提起した訴訟当事者には必要的併合のルールを適用することはできないことを

本件では、原告は、最初に Emmet 地方裁判所の少額請求部に、被告に対して自ら支出した費用の償還を求める訴えを提起した（第１訴訟。この訴訟は、その後、被告の申立てにより、地裁の通常部に移送）。その数週間後、原告は、その訴訟の係属中に、巡回裁判所において被告に対して11の訴因、すなわち公序良俗に反する不当解雇、過失による精神的苦痛の付与、不当利得・約束的禁反言、契約違反、詐欺、不実表示、悪意のある契約、善意不実表示、中傷保護法（WPA 法）違反、市民的権利に関する法律（CRA 法）の違反、及び障害者の市民的権利に関する法律（PWDCRA 法）の違反に基づく訴えを提起した（第２訴訟）。この訴訟は、原告が制定法上の提訴費用を支払わなかったとして、不利益を伴わない却下がなされた（dismissed・・・without prejudice）。その後、第１訴訟について不利益を伴う却下（すなわち棄却）の判決が言い渡された。そして、原告は、その後、被告に対して第2訴訟と同内容の訴えを再度巡回裁判所に提起した（第３訴訟）。原審は、被告の主張に従い、原告の第３訴訟は、MCR2.203（A）の定める必要的請求併合のルールおよび既判事項の原則により遮断されると判示したが、控訴裁判所は、次のような理由で、原判決を一部取り消し差し戻した。まず第一に、原告の提起した第１訴訟は、地方裁判所の少額請求部において提起されたものであり、少額請求部では、比較的少額の請求に管轄権を限定し、簡易、迅速かつ経済的な紛争解決方法を提供することを目的とした手続が適用される。したがって、このような手続には必要的請求併合のルールは適用されず、原告は、その手続において被告に対して可能なすべての請求を併合する義務を負わないのである。そして、この点は、被告が少額事件を地方裁判所（の通常部）への移送を選択したとしても変わらない、と指摘した。この場合、もし必要的請求併合のルールが適用されるとすれば、その訴訟の訴額が増加する結果、その訴訟が少額請求手続の管轄の上限を超え、原告は少額請求手続を利用できなくなってしまう恐れがあるほか、請求併合により簡易迅速な紛争の解決が困難となる可能性もある。したがって、このような場合は、原告の請求不併合に対する帰責性はなく、必要的請求併合のルールは適用されない、と判示したものと考えられる。第二に、原告が提

暗示する多数意見の分析を支持しないであろう、と結論づけるであろう、とする。

起した第3訴訟のうち、WPA法に基づく請求、CRA法に基づく請求、およびPWDCRA法に基づく請求については、地方裁判所には管轄権がなく、原告はそもそもこれらの三個の請求を地方裁判所において提起することはできなかったので、巡回裁判所が、既判事項の原則に基づきこれらの請求（に関する訴え）を却下したのは誤りであった、と判示した。この点も、原告の請求不併合に対する帰責性は考えられず、したがって、必要的請求併合のルールは適用されない、と判示したものと考えられる。また、第三に、原告が提起した第3訴訟のうち、公序良俗に反する不当解雇、過失による精神的苦痛の付与を原因とする請求については、次のように判示した。まず、最初に、原告が併合を要求される「同一の取引または事件」から生じた数個の請求の意義について、以下のような点を考慮して実用的に、これらの請求を基礎づける事実の集合体が、既判事項の原則との関係において一つの事件を構成するかどうかを判断しなければならない、とする。すなわち、(1) その事実が、時間、場所、原因または動機の点で関連しているか、(2) それらが都合の良い審理の単位を形作っているか、そして (3) それらを一つの単位として扱うことが、当事者の期待と一致するものであるかどうか、である。その上で、費用に関連した少額請求の基礎にある事実は、被告が違法に原告を解雇し、または過失により精神的苦痛を与えたことを証明するために必要な証拠と、時間、場所、原因及び動機の点で、著しく異なっている。二つの事件は、また別個のかつ区別された法律上の義務を含み、かつ異なった違法行為を主張している。それらの主張は全く異なった個人的利益に関連しており、別個の証拠を要求し、かつ「都合の良い審理の単位」を構成しない、と判示した。したがって、第1訴訟における請求と、第3訴訟のうち、公序良俗に反する不当解雇、過失による精神的苦痛の付与を原因とする請求は、同一の事件から生じたものではないので、必要的請求併合のルールは適用されず、原告は、これらの請求を併合する義務を負わない、と判示したものと考えられる[(51)]。

---

(51) これに対して、第3訴訟のうち、原告の不当利得・約束的禁反言、契約違反、及び悪意のある契約は、彼の少額請求の根拠を提供したのと同一の「払戻しを受けることのできる費用」を含むので、既判事項の原則は、これらの費用の請求を遮断する、と判示した。

（13）Landmark Contracting Co.v. Atlantis Development Co.,Inc.[52]

本件は、Shelby Township にある St.George Caldean Catholic Church の建築から生じた。被告 Atlantis Development Co.,Inc. はこの事業の総建築請負業者であり、2002年11月７日、原告 Landmark Contracting Co. と下請負契約を締結し、この事業の地下工事を請け負った。被告 Raad Asmar（以下、Asmar）は Atlantis の代理人及び社長であり、その資格に基づき本契約を締結した。しかしながら、Landmark が履行した工事について Atlantis が支払うべき金額について、両者の間に紛争が生じた。Landmark は契約違反を理由として Atlantis を訴え、2002（2005年？）年６月13日に仲裁の申立てを行った。Landmark は2006年1月5日に仲裁判断を受け、その額は261,767.02ドルであり、これは2006年７月24日に、Macomb 巡回裁判所において登録された判決により確認された。その後、Landmark は、Oakland 巡回裁判所において被告らに対して本訴を提起し、次のように主張した。すなわち、被告らは、教会から被告らに支払われ、Landmark に支払い義務を負う金額を支払わなかったことにより、ミシガン建築者信託財産法（MBTFA 法）に違反した[53]、というものである。Landmark は、その訴状において、Atlantis に対して261,767.02ドルの支払いを命じる判決を得たことを指摘した・・・。原告 Landmark は、被告 Asmar に対して、261,767.02ドルに加え、利息、訴訟費用及び弁護士費用の支払いを命じる判決を求めた[54]。被告 Asmar は、正式事実審理に基づかな

（52）WL2382943（Mich.App. 2009）.

（53）*See* MBTFA,MC570.151,et seq.

（54）本件では、被告 Atlantis と被告 Asmar の双方が訴状において被告として表示されている。しかし、訴状によれば、原告 Landmark は、もっぱら被告 Asmar に対して彼個人の資格において損害の賠償を請求している。さらに、被告 Asmar の主張とは反対に、原告 Landmark は、「重複賠償」を求めているのではなく、もっぱら、本事業における下請負人としての履行に対する支払いを請求しているにすぎないのである。原告 Landmark は、本件訴訟において、仲裁手続において判断され（判決により確認され）た金額の支払いを求めているのである。*See* Landmark Contracting Co.v. Atlantis Development Co.,Inc., *supra* note（52）,at n.3.

い裁判を申し立て、MCR2.203(A) によれば、彼は正式事実審理に基づかない裁判を申し立てることができる、なぜならLandmarkは、Atlantisに対する仲裁手続において彼を併合しなかったからである、と主張した。被告はまた、既判事項の原則が本件訴訟を遮断するとも主張した。これに対して、Landmarkは、Asmarが契約違反に基づく訴訟の当事者とはされていなかったこと、MBTFA法上の請求は、前訴の時点においてはまだ成熟していなかったこと、及び法律による信託の負担は、金銭を受け取り下請負人に対する支払いを補償しなかったいずれの会社の役員に対しても責任を生じさせる、と主張した。この申立てについて、2008年5月14日に審理が行われた。裁判所は、既判事項の原則が適用される、なぜなら両訴訟において、同一の当事者または彼らの関係人が含まれていたこと、前訴が本案について裁判されたこと、及びMBTFA上の請求を前訴で争うことができたからである、と述べた。裁判所はまた、MBTFA上の請求は最初の契約違反を理由とする仲裁と同一の取引または事件から生じた、と認定した。なぜなら、その請求は、教会がAtlantisに支払った後にAtlantisがLandmarkに支払いを行わなかったことに基づくものだからである、と指摘した。裁判所は、MBTFAに基づく訴訟はMCR2.203(A)の定める必要的併合のルールにより遮断される、と判示した。Landmarkは、そのMBTFA上の請求が既判事項の原則または必要的併合のルールにより遮断されるとの被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを事実審裁判所が認容したのは誤りである、と主張して控訴。控訴裁判所は、原判決を取り消し差し戻して、次のように判示した。

「Asmarが、Macomb郡裁判所での被告に対する訴訟において併合されていなかったことを理由として、事実審裁判所がAsmar勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を認容したのは誤りであった。併合のルールではなく既判事項の原則が、原告がAsmarに対する後訴の提起を禁止されるかどうかを判断するための適切な分析方法であった。既判事項の原則の下での事実関係を分析すると、Landmarkは、MBTFA法の違反を理由としてAsmarに対する別訴を提起することができることが明らかである、なぜなら、その法律の下での彼個人の責任は、その会社の利益と当事者的関係人の関係にはないからである。事実審裁判所は、本件でのLandmarkのAsmarに対する請求は、LandmarkのAtlantisに対する請求と併合さ

れるべきであった、と判示した。しかしながら、MCR2.203（A）は、被告勝訴により本件を却下する正当な根拠ではなかった。事実審裁判所が提起し判断すべきであった正当な問題とは、原告の請求が既判事項の原則により遮断されるかどうか、であった。『ミシガン州における法は、既判事項の原則を広く定義しており、前訴で実際に争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば争うことができたが争わなかった請求に関する後訴をも遮断する』(55)。Rogers v.Colonial S & L 事件(56), および Al-Shimmari v.Detroit Medical Center 事件(57)（その他の理由で破棄）において、わが最高裁は、MCR2.203（A）は、『既判事項と同一の一般的な政策的考慮を根拠とするものであること』を指摘した。しかしながら、このことは、そのルールを後訴における抗弁としての範疇に入れるものではない。以下に例証されるように、ある当事者が、ある当事者に対する別訴において『後訴』の提起を遮断されるかどうかは、既判事項の原則についての分析的な枠組みの範囲内においてなされなければならない判断である。Peterson Novelies 事件(58)において簡明に指摘されているように、既判事項の原則は、『同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば争うことができたが争わなかった請求』を遮断する法準則である。既判事項の原則は、以下の要件を充足することを必要とする・・・。さらに、第3の要件、すなわち本件は、Atlantis に対する訴訟において解決することができたとの要件もまた充足されている、なぜなら、それは本件において Landmark が主張したのと同一の次のような事実から生じたからである。すなわち、被告らは、教会が Landmark の履行した作業に対して Atlantis に支払った後、被告らは Landmark に支払うべき金銭を支払わなかった、という事実である。明らかに、本件訴訟は、Atlantis に対する Macomb の訴訟において提起することができた。それゆえ、審理す

(55) Peterson Novelies,Inc.v.City of Berkeley,259Mich.App.1,11,672N.W.2d351 (2003).

(56) 405 Mich.607,618,275N.W.2d 499(1979).

(57) 477Mich.280,731N.W.2d29(2007).

(58) Peterson Novelies,Inc.,*supra* note(55), 259Mich.at 11,242N.W.820.

べき重要な点とは、Asmar が個人として、Atlantis と同一の当事者またはその関係人であったかどうか、という点である。『個人については、当事者的関係人とは、利益の点で他人と同視される者で、その他人が同一の法律上の権利を代表するとみられるような者を含む。例えば、本人と代理人、使用者と被用者、または賠償者と被賠償者である』[59]。当事者と非当事者との間におけるこのような関係を認定するために、ミシガン州裁判所は、『利益の実質的同一性と、非当事者の利益がその訴訟の当事者により代表されかつ保護されるという効果的なまたは機能的な関係の双方』を要求する[60]。本件では、Asmar は Atlantis に対する仲裁手続において当事者とされていなかったことは争いがない。しかしながら、さらに重要な点は、たとえ彼がその手続において Atlantis の代表者として訴えられていたとしても、本件において主張された請求は、被告の『個人的』責任に対する請求である。以下に述べられるように、MBTFA 法に基づく訴訟は、その法律に違反した契約当事者の個人としての役員に対して提起することができる。Asmar の可能性のある個人的責任もまた、彼の個人的利益が、契約違反を理由とする Atlantis に対する手続において代表されていなかったことを示している。再度言及すると、当事者的関係人とは、非当事者の利益がその訴訟の当事者により代表されかつ保護される場合に存在する[61]。契約違反に基づく Atlantis の会社としての責任は、Asmar 個人としての MBTFA 法上の責任に関する利益を代表するものではない。原審が、既判事項の原則により本件が遮断されることを根拠に被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したのは誤りであった・・・。本件において、Asmar がある資格において『会社の被用者』であり、可能性のある MBTFA 法上の個人としての責任に服することは争いがない。しかしながら、Asmar の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容する際、原審は、Landmark の基本的な MBTFA 法に基づく請求の

(59) Peterson Novelies,*supra* note(55), at12-13,242N.W.820.

(60) *Id*.,quoting Phinisee v.Rogers, 229Mich.App.547,553-554,582N.W.2d852(1998).

(61) Peterson Novelies,*supra* note(34), at13,242N.W.820.

本案について何らの判断も行わなかった。それに代えて、原審は、原告がAtlantisに対する手続においてAsmarを適切に併合しなかったという手続上の根拠に基づいて誤って裁判した・・・。」

本件では、まず最初に、原告Landmarkが、被告Atlantis（会社）に対して、契約違反に基づく仲裁の申立てを行い、その結果261,767.02ドルの支払いを命じる仲裁判断を受け、これは2006年7月24日に、Macomb巡回裁判所において登録された判決により確認された。その後、Landmarkは、Oakland巡回裁判所において、被告Atlantisおよびその社長かつ代理人である被告Asmarに対して本訴を提起し、AsmarがLandmarkに対して信託財産上の利益を支払わなかったことは信託違反であり、それゆえ、原告は、被告Asmarに対して、261,767.02ドル・・・の支払いを求める、と主張した。原審は、前訴において併合されなかった被告Asmarに対するMBTFA法に基づく訴訟は、最初の契約違反を理由とする仲裁と同一の取引または事件から生じたので、MCR2.203（A）の定める必要的併合のルールにより遮断される、と判示し、また、両訴訟において、同一の当事者または彼らの関係人が含まれていたこと、前訴が本案について裁判されたこと、及びMBTFA法上の請求を前訴で争うことができたので、既判事項の原則により遮断される、と判示した。控訴裁判所は、まず最初にMCR2.203（A）は、被告勝訴により本件を却下する正当な根拠ではなかった、と判示した。その理由は必ずしも明確ではないが、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールは、同一の原告が同一の被告に対して同一の取引または事件から生じた数個の請求を有する場合に適用され、前訴において当事者とされていなかった者に対する請求には適用されないと考えられるからである。そして、次に、原告が、前訴において当事者とされていなかった者に対する請求を併合すべきであったかどうかは、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールではなく、MCR2.205の必要的当事者併合のルールの問題となると考えられる(62)。この点についても、控訴裁判所は、Landmarkは、MBTFA法の違反を理由としてAsmarに対する別訴を提起することができる

（62）*See* 2J.Martin,R.Dean &R.Webster,Michigan Court Rules Practice 39（3d. ed.1985）. 拙稿・前掲注（11）国士舘法学第24号34頁注（10）（1992年）をも参照。

ことが明らかである、と述べており、必要的当事者併合のルールの適用はないものと考えているように思われる。そして、第三に、控訴裁判所は、本件では、併合のルールではなく、判決効の第三者に対する拡張という観点から、既判事項の原則が、原告の被告 Asmar に対する後訴の提起が遮断されるかどうかを判断するための適切な分析方法であると指摘する。その上で、裁判所は、被告 Asmar は前訴被告 Landmark とは当事者的関係人（privy）の立場にあるとみることはできないとして、被告 Asmar への判決効の拡張を否定した。

ところで、控訴裁判所は、本件において、MCR2.203（A）は、「既判事項と同一の一般的な政策的考慮を根拠とするものであること」を指摘しつつ、このことは、そのルールを後訴における抗弁としての範疇に入れるものではなく、ある当事者がある当事者に対して提起した別訴において当該「後訴」の提起を遮断されるかどうかは、既判事項の原則についての分析的な枠組みの範囲内においてなされなければならない判断であることを指摘する。これは、ミシガン州における判例法上の法準則である請求分割禁止の原則ないし既判事項の原則を、その要件面からは、行為義務の視点から必要的請求併合のルールと構成するとともに、その行為義務違反の有無及びこれに基づく遮断の要件および効果の面からは、既判事項の原則に基づいて判断するものととらえているものと考えられる[63]。

（14）Harrington v.Casale[64]

原告は、被告 Thomas Casale,M.D.,F.A.C.S. に対して、不法行為訴訟を提起し、彼女の不法行為訴訟は、通常過失に基づくものと考えられる、なぜなら Casale 医師が彼女の右胸から guide wire 全体を取り除かなかったという彼女の主張は、これらの問題を解決するために専門家の証言を必要とするような、

（63）MCR2.203（A）の規定する必要的請求併合のルールは、既判事項の原則の本来の要件面を、行為義務としての観点から再構成したものと評価することができ、その意味で、既判事項の原則の本来の要件と共通性を有していると思われる。そのため、裁判所は、最初から、既判事項の原則の本来の要件および効果に基づいて、後訴が遮断されるかどうかを判断する傾向があるように思われる。

（64）WL 4106688（Mich.App. 2010）.

通常の知識と経験の範囲を超えた医療判決の問題を生じさせるものではないからである、と主張した。原審はこの主張を認めず、その結果被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判（不利益を伴わない却下）を言い渡した。原告は、原審が正式事実審理に基づかない裁判を言い渡したのは誤りである、と主張して控訴。また、被告も、原審が不利益を伴う却下判決（すなわち、棄却判決）を言い渡さなかったのは誤りである、と主張して、交差控訴[65]を提起した。控訴裁判所は、原審を支持して、次のように判示した。

「・・・本件において、当事者は、原告の請求が通常の知識と経験の範囲を超えた医療判決の問題を生じさせるかどうかを争っている。被申立人に最も有利な観点から証拠を検討すると、当裁判所は、原告の請求は必然的に通常の知識と経験の範囲を超えた医療判決を含む問題を生じさせる、と判断する・・・。被告は交差控訴において、原審が不利益を伴う却下判決を言い渡さなかったのは誤りである、と主張する。被告によれば、MCR2.203（A）は、原告に対して、医療過誤上の請求を含め彼女が最初の訴訟原因を提起した時点において被告に対して有するすべての請求及び法的視点（セオリー）を併合することを義務付けている。彼女が医療過誤上の請求を通常過失に基づく請求と併合しなかったことにより、原告は、もはや医療過誤上の請求につき訴訟追行することはできない、と。当裁判所は、この主張を採用しない・・・。MCR2.203（A）の明確な文言によれば、原告は、本件において、訴状送達の時点において同一の取引または事件から生じた被告に対して有するすべての請求を併合しなければならなかった・・・。2008年８月29日、原告は、被告に対して医療過誤に基づく訴えを提起する意思がある旨の通知を送付した。それゆえ、原告は、本件において、MCL600.2912b（1）に従い、2008年８月29日の提訴通知の通知後182日以内に医療過誤に基づく訴えの提起を禁止された。その結果、原告が被告に2008年10月23日に訴状を送達した時点において、原告は、被告に対して主張することのできる医療過誤上の請求を有してはいなかった。なぜな

（65）交差控訴〔交差上訴〕（cross appeal）とは、上訴人の上訴の後になされる被上訴人からの appeal（上訴）をさす（counter-appeal ともよばれる）。この点について、田中英夫編・英米法辞典（東大出版会、1991年）219頁を参照。

ら、182日の期間が経過していなかったからである。MCR2.203(A). したがって、原告は、その時点において、医療過誤に基づく請求を通常過失に基づく請求と併合することを妨げられた。それゆえ、なんらのMCR2.203（A）の違反も存在しなかった・・・。本件では、原審は、本案について原告の訴えを棄却したのではなかった。なぜなら、原審は、本件に関連した実体上の事項を考慮したのではなく、原告の訴えが通常の過失の請求ではなく医療過誤上の請求として提起されるべきであったという事実のみを考慮したのであり、それは手続に関する考慮である・・・。さらに、一般的に医療過誤訴訟では、訴訟手続違背が存在しかつ出訴期限法が満了した場合にのみ、不利益を伴う却下が正当化される(66)。本件では、2年の出訴期限法は、原告が被告に対して提訴通知書を提出するまでは、満了しなかったのであり、その通知書が出訴期限法の進行を停止させたのである。したがって、原告の請求は不利益を伴うことなく却下されるべきであると判示した原審の裁判は正当であった」。

本件では、原告が被告に対して、医療事故を原因とする通常過失に基づく不法行為訴訟を提起したところ、原審は、通常過失ではなく医療過誤に基づく訴訟を提起すべきであるとして、原告の訴えにつき不利益を伴わない却下判決をした。そこで、原告が控訴したところ、被告も、交差控訴を提起し、原審は不利益を伴う却下判決を言い渡すべきであり、MCR2.203（A）の必要的請求併合のルールは、原告が医療過誤上の請求を含め彼女が最初の訴訟原因を提起した時点において被告に対して有するすべての請求及び法的視点（セオリー）を併合することを義務付けており、原告が医療過誤上の請求を通常過失に基づく請求と併合しなかったことにより、原告は、もはや医療過誤上の請求につき訴訟追行することはできない、と主張した。しかし、控訴裁判所は、原告が、被告に対して医療過誤に基づく訴えを提起する意思がある旨の通知を送付した後、法律により182日以内に医療過誤に基づく訴えの提起を禁止されたため、原告が被告に本件訴状を送達した時点では、まだ182日の期間が経過しておらず、原告は、その時点において、医療過誤に基づく請求を通常過失に基づく請求と

(66) Scarsella v.Pollak, 461Mich.547, 549, 553, 607 N.W.2d711(2000).

併合することができなかったので、必要的請求併合のルールは適用されない、と判示した。この点は、原告の請求不併合に対する帰責性の不存在を考慮したものと考えられる。一般に、原告が被告に対して数個の請求を有する場合、第一に、一方の請求につき棄却判決が言い渡され確定した場合、前訴請求と同一の取引または事件から生じた他方の請求は、必要的請求併合のルールにより遮断される(67)。第二に、一方の請求につき棄却判決が言い渡され確定した場合、前訴請求と同一の取引または事件から生じなかった他方の請求または前訴請求と同一の取引または事件から生じたが前訴において併合することのできなかった請求は、必要的請求併合のルールにより遮断されない(68)。第三に、一方の請求につき訴え却下判決が言い渡され確定した場合は、前訴での紛争決着に対する被告の信頼は形成されていないと考えられるので、前訴請求と同一の取引または事件から生じた他方の請求は、必要的請求併合のルールにより遮断されない(69)。第四に、一方の請求につき訴え却下判決が言い渡され確定した場合に、前訴請求と同一の取引または事件から生じなかった他方の請求または前訴請求と同一の取引または事件から生じたが前訴において併合することのできなかった請求は、必要的請求併合のルールにより遮断されない(70)。本件では、通常過失に基づく前訴請求について不利益を伴わない却下判決が言い渡され、かつ医療過誤に基づく請求は前訴において併合することができなかったので、上述の第四の場合に該当するものとみられる。もっとも、通常過失に基づく請求について再度訴えを提起することはできないと考えられるので、実質的には棄却に

(67) 原告に請求不併合に対する帰責性が存在し、かつ被告に要保護性（保護の必要性）が存在する場合であり、このような場合に、前訴で併合されなかった請求に基づく後訴の提起は、遮断されることになる。

(68) 原告に請求不併合に対する帰責性が存在しない場合であり、このような場合は被告に要保護性（保護の必要性）が存在する場合でも、前訴で併合されなかった請求に基づく後訴の提起は、遮断されないと解される。

(69) 原告に請求不併合に対する帰責性は存在するが、被告に要保護性（保護の必要性）が存在しない場合である。

(70) 原告に請求不併合に対する帰責性が存在せず、かつ被告に要保護性（保護の必要性）も存在しない場合である。

近く、その意味で上述の第二の場合に該当するとも考えることができよう。なお、もう一つの見方として、本件では、原告の被告に対する請求は一個であり、これを根拠づける法的視点が二個ある場合に、前訴で主張されなかった法的視点に基づいて、同一の請求について再訴することを可能とするため、不利益を伴わない却下をしたものとみることもできよう。

〔次号に続く〕